

学生の飲酒を伴う行事開催許可について

学生の飲酒を伴う行事開催は下記一式の提出・受理・審議ののち許可された場合に限られる。

- 1、 行事開催願及び企画書
- 2、 下記「一橋大学学生の飲酒に関する基本原則」遵守についての誓約書 及び別紙「未成年者の飲酒を防ぐ具体的方法・飲酒による危機を避ける具体的方法」
- 3、 (一橋大学消費生活協同組合を利用する場合) 生協に提出した誓約書の写し

一 橋 大 学

一橋大学は、学生の安全と健康を守るために、また、教育研究の場にふさわしい環境を維持、増進するために、学生の飲酒について以下の基本原則を定める。違反した学生は学則に基づき処分される。

- 原則1 一橋大学学生は、本学のキャンパス内においては、飲酒してはならない。また、アルコール飲料を持ち込んではならない。ただし、本学が特別に認めた場合、または教員の立会いがあり、その責任の下に行う場合はこの限りでない。
- 原則2 一橋大学は、未成年者の飲酒を認めない。一橋大学学生は、いかなる場合においても未成年者に対して飲酒を勧め、または強要してはならない。
- 原則3 一橋大学学生は、他者と飲酒するときは、常に他者の人格を尊重し、また、自身の行動に責任を持たなければならない。とりわけ、いかなるときも他者に飲酒を強要してはならない。
- 原則4 一橋大学学生は、飲酒した際、他者の生命・身体に危険が認められたときは、直ちに救急車を呼んで医療機関に搬送するなど、適切な措置をとらなければならない。

平成24年4月1日改正

[記載例]

1 未成年者の飲酒を防ぐ具体的方法

(責任者名：)

例 1

参加者全員が胸に付けるネームプレートに未成年者は丸シールをつける。
会の開始時に司会から、「ネームプレートに丸シールが付いている学生は未成年です。アルコールを勧めないようお願いします。」のアナウンスを入れる。

例 2

参加者には、成年月日が確認できる身分証明書を持参してもらい、会場の入り口でリストバンドを配布する。身分証明証の不備などで年齢確認ができない場合は、例外なく未成年とみなすことにする。
また、参加者がアルコール飲料を受け取る時、サーバー (RA) がリストバンドの色を確認するため、未成年はアルコール飲料を手にはできない。
更に、未成年の参加者にはリストバンドをつけた上、すぐ目立つようなバッジの付着を義務付け、サーバー以外の他人から、アルコール飲料をもらって飲むことも防ぐようにする。

2 参加者の飲酒による危機を避ける具体的方法

(処置責任者名：)

例 1

会の前に飲酒の強要等は絶対にしないよう周知する。
また、飲み会が始まったら、あらかじめ5名の担当者を決め、参加者が危険な状態に陥らないよう監視する。
アルコール量は一人あたりビール・酎ハイを350～500ml程度とする。

例 2

アルコール飲料を自由にとって飲む形ではなく、RAにより運営されるカウンターから直接受け取る形にしているため、参加者が危険な状態に至る前に、サーバー (RA) がアルコール飲料の提供を中止することにする。また、RAが常時監視する。
(総RA数：25名)

「一橋大学学生の飲酒に関する基本原則」 遵守について

誓 約 書

平成 年 月 日

一橋大学 副学長（教育・学生担当）
学生委員会委員長 殿

団体名：

行事名：

私たちは、「一橋大学学生の飲酒に関する基本原則」にのっとり、本行事を行います。

(※) 代表者氏名 (主将等) 印

(※) 代表者氏名 (顧問教員) 印

本行事開催にあたり、私たち参加者全員は、節度をもった飲酒を行い、別紙のとおり、未成年者の飲酒を防ぐ具体的方法及び参加者の飲酒による危機を避ける具体的方法について責任を持って対応します。

なお、上記に違反した場合は、いかなる処分も受けることを誓約します。

(※) 欄は必ず自署してください。

1 未成年者の飲酒を防ぐ具体的方法

(責任者名 :)

2 参加者の飲酒による危機を避ける具体的方法

(処置責任者名 :)

(その他)

○ 参加人数等 (他大学の参加者がある場合を含む)

一橋大学	人
大学	人
大学	人
その他	人
計	人